

財務省第5入札等監視委員会

令和4年度 第3回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所	令和5年3月23日～令和5年4月12日（書類回覧による開催）	
委員	委員長 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲（早稲田大学・教授）	
審議対象期間	令和4年10月1日（土）～令和4年12月31日（土）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（公共工事）	1件	契約件名：東京税関大井出張所電話交換機更新工事 契約相手方：電通工業株式会社 （法人番号7010401018749） 契約金額：3,091,000円 契約締結日：令和4年12月6日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：令和4年度 可搬型不正薬物・爆発物探知装置（IONSCAN600） 定期点検・校正等請負契約 契約相手方：株式会社エス・ティ・ジャパン （法人番号2010001038268） 契約金額：35,721,840円 契約締結日：令和4年12月22日 担当部局：東京税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：令和4年度2回社屋状況等調査業務委託 契約相手方：株式会社マーケティング・コア （法人番号4011001021880） 契約金額：1,863,675円 契約締結日：令和4年11月14日 担当部局：横浜税関
4 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：ガスクロマトグラフ質量分析計の調達（NO.1） 契約相手方：株式会社江田商会 （法人番号2020001012577） 契約金額：17,600,000円 契約締結日：令和4年11月18日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：東京税関大井出張所電話交換機更新 工事 契約相手方：電通工業株式会社 (法人番号7010401018749) 契約金額：3,091,000円 契約締結日：令和4年12月6日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1 者応札となった要因について</p> <p>低落札率となった要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>東京税関大井出張所に設置されている電話交換機については、設置から20年以上経過しており、メーカーによる修理対応、増設対応も終了しているため、今後の不具合発生に対応できないことから、電話交換機本体及び付属の電話器の更新を行うものです。</p> <p>本件入札の参加資格については、令和3、4年度財務省関東地区競争参加資格審査において、「電気通信工事」であって、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者としておりますが、これは、予定価格から本来「B」等級の格付を要するところ、競争性の確保の観点から財務省が定める事務取扱要領に基づき、1級上位の「A」等級及び1級下位の「C」等級の者も参加させることとしたものです。</p> <p>本件調達については、一般的な事務所に利用される仕様の電話設備工事であり、かつ参加資格についても全等級まで拡大し参加を認めていることから、ある程度の入札参加者が見込まれるものとして実施したものです。</p> <p>また、本件調達を実施するにあたり、事前に予定価格調書作成のため見積書を徴取した3者には、仕様を説明のうえ必要な工期を確認し十分な工期も確保し、入札参加の声掛けを積極的に行いましたが、結果として、入札に参加したのは本契約者のみとなり、1者応札となっております。</p> <p>本件の予定価格については、「国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築工事積算基準（令和3年版）」及び「3者から徴取した見積書により最も安価な単価」を採用し予定価格の積算を行っております。</p> <p>予定価格：9,644,765円（税込）</p>

意見・質問	回答
<p>三者から見積もりを取ったと説明されていますが、どの項目について見積もりを取ったのでしょうか。</p> <p>予定価格の算定に当たって3者から見積書を徴収し、入札に応じたのはこのうち1者。他の2者はどうして応札しなかったのでしょうか？ 「入札参加に係るアンケート」の結果はどうか。</p> <p>御庁の見積もり積算では、機器費・工事費の合計額に一定割合を掛けることによって諸経費を計算するので、機器費・工事費が高額になれば諸経費も高額になるのは理解できますが、本件では、入札者の諸経費には、共通仮設費、現場管理費、一般管理費が含まれているようには思えません。本件のような電話交換機の取り替えにおいて、一般の請負契約のような共通仮設等の諸経費は必要だったのでしょか。</p> <p>本件では設計図書があったのでしょうか。また、仕様書によると設計図書に含まれていない細部工法等は公共建築工事前仕様書（電気設備工事編）等によるとされていますが、電話交換機の交換は電気設備工事に該当するのでしょうか。</p>	<p>今回の契約者から見積書を徴取しており、他の2者と単価比較しても、突出するようなことはなく適正な予定価格であったと考えています。</p> <p>落札の結果、低価格であったことから、ヒアリングを実施したところ、今回工事で納める電話交換機等のメーカーと同社は特約店契約を結んでおり、競合相手となる各メーカーの代理店企業よりも安価で仕入れることが可能であったとの回答でした。</p> <p>また、今回の契約者は、東京税関大井出張所の電話交換機設備保守を担当していることから、当該庁舎の構造や電話設備についてよく理解しており、施工方法等について効率的に計画できたことが、低価格で応札できたことの一因と考えられます。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>予定価格を積算する上で、電話交換機設備更新一式及び処分費の項目について、業者からの見積を採用しています。</p> <p>2者のうち1者は現場代理人選定のための社内手続きができなかったため、もう1者は別の工事の予定が入ってしまったためと伺っております。</p> <p>また、入札参加に係るアンケートの件について、2者ともに提出は有りませんでした。</p> <p>公共工事における諸経費については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 公共建築工事積算基準」において適正な積算方法として基準を定めています。</p> <p>その中で、「共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「公共建築工事共通費積算基準」の定めによる。</p> <p>(1) 共通仮設費 (2) 現場管理費 (3) 一般管理費等」となっております。</p> <p>本件調達は公共工事に該当しますので、共通仮設費等の諸経費は必要と認識しております。なお、落札後契約者から提出された見積書上、諸経費及び法定福利費が当該諸経費に該当します。</p> <p>資料として提出した仕様書等一式書類が設計図書となります。</p> <p>電話交換機の取り付けについては、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第6編「通信・情報設備工事編」、第2章「施工」、第14節「構内交換</p>

意見・質問	回答
<p>上記に関連して、電話設備工事特記仕様書によれば、工事範囲は電子交換機据付工事、電話端末取付工事、試験調整とされているので、電話線の配線などの工事はないように思われます。仮にそうだとすると、予定価格の積算方法が本件の電話交換機更新工事と適合していないようにも思われますが、いかがでしょうか。</p> <p>落札者がメーカーの特約店であったため、安価で仕入れることができたとのことですが、それは機器費についてのみということでしょうか。</p> <p>電話交換機は別として、多機能電話機は特殊なものだけでなく一般にも販売されているものと思われまます。同一の業者が、価格調査の時より著しく低い価格で入札しています。その差の理由として特約店契約であることが挙げられていますが、特約店であれば、価格は半分以下になるものなのではないでしょうか。電気製品では、モデルチェンジがあった場合、最新モデルでないものは安く調達できたりします。その場合であれば、商品単価が大幅に安くなることは理解できます。新モデルが出たとか、そのあたりの事情はあるのでしょうか。</p> <p>参加資格等級を拡大したことが好結果に結びついたと認めることができると思います。入札の効果が発揮できた事例と思います。</p>	<p>設備」に詳細な記述（取付方法等）がありますので、電気設備工事の通信・情報設備工事に該当します。</p> <p>なお、電話交換機の更新作業は単純に置き換えるだけでなく、各端子盤の配線接続作業も発生し、作業内容によっては、「工事担当者」の資格を持った作業員が作業を行っています。</p> <p>ご認識のとおり、本件工事において、仕様書上、各端子盤から電話端末までの配管及び配線については既設を利用するとしており、当該部分における配線の新規敷設工事はないという想定です。ただし、電話交換機の耐震措置を施した取り付けや各端子盤の配線接続を施工する必要があり、電気設備工事の通信・情報設備工事に該当するものと判断しています。</p> <p>なお、予定価格を積算する上で、既設を利用する配線工事についての記載はございません（積算に含んでおりません）ので、予定価格の積算方法と本件工事とは、適合しているとの認識でおります。</p> <p>ご認識のとおり、安価で仕入れることができたのは機器費のみと伺っております。</p> <p>契約者に確認したところ、「現行機種は2017年に発売しており、モデルチェンジの話も聞いておりません」との回答でしたので、今回の調達については、そのような事情はなかったと考えております。</p> <p>引き続き、適正な調達を行うよう努めて参ります。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：令和4年度 可搬型不正薬物・爆発物探知装置（IONSCAN600）定期点検・校正等請負契約 契約相手方：株式会社エス・ティ・ジャパン （法人番号2010001038268） 契約金額：35,721,840円 契約締結日：令和5年12月22日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1 者応札となった要因について</p> <p>高落札率となった要因について</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》 予定価格の算定に当たって2者に対して市場調査を行い、入札に応じたのはこのうち1者。他者はどうして応札しなかったのでしょうか？</p> <p>可搬型不正薬物・爆発物探査装置については、本件の他、（TR2000DC）（Itemiser4DX）等があ</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 可搬型不正薬物・爆発物探知装置（IONSCAN600）は、検査対象貨物の表面を拭き取って採取した検体をイオン化して測定することにより不正薬物及び爆発物の該否を測定する機器です。 本件は、全国税関に配備している可搬型不正薬物・爆発物探知装置（IONSCAN600）の円滑な運用のための点検・校正等を行わせるものとなります。</p> <p>本件は IONSCAN600 という特殊且つ特定の製品の点検・校正等を行わせるものであるため、履行のためのノウハウを持つ者が限定的になったものと思われま</p> <p>過去の IONSCAN600 の保守の入札に参加したことのある2者に対し市場価格調査を行ったうえで予定価格を決定しているところですが、前述のとおり履行のためのノウハウを持つ者が限定的になってしまうことから高落札率になったものと思われま</p> <p>令和3年度の同案件の入札において2者の参加があったことから、本件の市場価格調査は当該2者に対し見積を依頼しました。 そのうちの1者が応札しなかった理由については、推測ですが、同者は令和3年度の入札において落札者と約1,800,000円の価格差があり、今回の入札についても、落札できる見込みがないと判断した可能性が高く、本件の入札参加に後ろ向きであったと考えられます。</p> <p>基本的な点検の作業内容自体に大きな差異はありませんが、それぞれの機種によって、メーカー独</p>

意見・質問	回答
<p>るようですが、装置の機種によって、定期点検等の作業内容が大きく異なるという理解でしょうか。</p> <p>可搬型不正薬物・爆発物探知装(Itemiser4DX)も1者入札で、落札率100%のようですが、その理由をご教示下さい。一般的に、この種の機種は、それぞれの機種によって特殊性があり、他社の入札は見込みにくいという理由があるのでしょうか。</p> <p>市場価格調査については、2者から行ったとのことですが、2者の見積額はどの程度開きがあったのでしょうか。</p> <p>定期点検については、全国各地で動作確認が必要であり、人工数及び移動費用が関連してくるよう思われますが、仮にそうだとすると、2者の見積額の安価な方を選択するのみでなく、それらの見積額が適正であったかについては検証されたのでしょうか。</p> <p>無償保証期間を過ぎた機器についての定期点検は、どのくらいの頻度（経過期間）で行っているものですか。もし毎年など、定期的を実施しているものであれば、今回の落札業者はこれまでと同じ業者でしょうか。また、これまでも定期的を実施しているとすると、これまでの単価水準から見て、今回の水準はどのように評価できますか。</p>	<p>自の点検方法、作業内容の一部、交換部品が異なっている等の違いはあります。</p> <p>保守が特殊性の高いものであることから、1者応札且つ落札率が100%になったものと思われます。</p> <p>人件費、交換部品費及び管理費の費用構成で比較したところ、いずれの項目においても落札者が提示した見積額のほうが安価でありました。</p> <p>移動費用や出張費等につきましては、内訳の提示が困難であるとのことでしたので、把握はできておりませんが、過去の実績と比較して妥当と判断しました。</p> <p>定期点検については、無償保証期間を経過した年の翌年度から年1回実施しており、IONSCAN600の保守者は過去案件から同じ者が落札しております。</p> <p>なお、単価水準についても過去の単価から増減していないため妥当と判断しております。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 契約件名：令和4年度2回社屋状況等調査業務委託 契約相手方：株式会社マーケティング・コア （法人番号4011001021880） 契約金額：1,863,675円 契約締結日：令和4年11月14日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>高落札率となった要因について</p> <p>《回覧による委員からの質問・意見》 輸出入者の社屋状況を調査する理由は何ですか。また、どのくらいの頻度で行うものですか。</p> <p>予定価格積算のための見積書は複数者から徴収しているが、そのうち1者は入札に応じていません。その理由は何でしょうか。</p> <p>添付の別紙対象リストには住所までしか載っていませんが、実際には別紙対象リストには番地や企業名などが記載されているということでしょうか。</p> <p>輸出入者の社屋が所在するか等の確認作業を行</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 本件は、横浜税関へ申告又は横浜税関の管轄内に所在する輸出入者の社屋状況に係る調査業務を外部委託したものです。</p> <p>本件は、当初入札（1回目）では予定価格を下回る者がいなかったため、再度公告入札（2回目）を実施した結果、高落札率となったものです。なお、落札者は、予定価格の算出にあたり、最も安価な見積書を提出した者となります。</p> <p>高落札率となった要因については、昨今の人件費増に伴い、企業努力による値引きが困難になった結果、予定価格と同額の入札となったためと考えられます。予定価格の算出にあたっては、市況価格を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの聞き取り徴取に努めてまいります。</p> <p>《担当部局からの回答》 輸出入者の住所に関する現在の状況を確認するためのものです。頻度は年1～2回を予定しております。</p> <p>証明書類の提出不備により、入札に参加しなかったものです。</p> <p>その通りです。</p> <p>ご認識の通りです。</p>

意見・質問	回答
<p>うということでしょうか。それは、現地に行つて、建物の状況を目視で確認する作業ということでしょうか。</p> <p>建物の種類は見ただけで分かると思いますが、自社ビルか否かは、見ただけで分かるのでしょうか。登記事項は別途調査を依頼するということでしょうか。</p> <p>仕様書に、「調査に当たって、受注者を秘匿し」と記載されていますが、何故受注者を秘匿しなければならないのでしょうか。</p> <p>仕様書では、提出された調査結果リストに不備があると発注者が判断した場合は再調査を命ずることができるかとされていますが、不備の内容は具体的にどのようなものを想定していますか。また、報告された内容に誤りがあった場合、税関業務にどのような影響があるのでしょうか。</p> <p>令和4年度第2回と記されていますが、この調査は、どのくらいの頻度で行っているのでしょうか。落札した業者は、これまでも実績がある業者でしょうか。また、落札した業者は、他の業者よりかなり低い額を提示していますが、低価格で調査を実施できる理由はどこにあると考えられますか。</p>	<p>調査結果の入力方法について、契約先に対して、事前に教示しており、その教示内容に沿って、自社ビル等建物の状況を報告してもらっております。</p> <p>登記事項について、現時点において、別途調査依頼はしておりません。</p> <p>調査対象となった輸出入者に対して、調査することを通知していないため、「受注者を秘匿し、調査対象者やその関係者と一切接触しないこと。」という記載にしております。</p> <p>提出された社屋の状況が事実と反する可能性が生じることを想定しております。また、建物が存在しないにも関わらず、建物があったと報告された等、内容に誤りがあった場合には、その内容が当関の記録として残ることになります。そのようなことが無いよう、税関側が報告内容を確認することもあります。</p> <p>当該調査は、年1～2回を予定しております。</p> <p>当該調査の落札者は、令和3年度に落札実績のある者となります。そのため当該調査に係るノウハウがあることがコスト削減につながっているものと考えております。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：ガスクロマトグラフ質量分析計の調達 (NO.1) 契約相手方：株式会社江田商会 (法人番号2020001012577) 契約金額：17,600,000円 契約締結日：令和4年11月18日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1 者応札となった要因について</p> <p>高落札率となった要因について</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》 予定価格算定に当たって見積もりを依頼した2者ともに全機器の単価が同一である理由は定価が記載されているためとのことなのですが、この場合の定価は、誰が設定した定価なのでしょう か。製造メーカーの販売価格ですか。</p> <p>見積もり金額を提出した2者のうち、1者は入札しなかったようですが、その理由は販売代理店ではなかったためでしょうか。販売代理店でなければ当該機器を購入することは困難であるという</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 本件契約は、当関業務部分析部門において不正薬物等の分析の際に使用する分析機器であるガスクロマトグラフ質量分析計の更新のために調達したものです。</p> <p>入札実施に先立ち、競争性を高めるため取扱業者を調査し入札への参加を呼び掛けましたが、結果として入札に参加したのは本件契約者のみとなり、一者応札となったものです。本件については、仕様を満たす機器の販売代理店でなければ参加が困難であるという声が多く聞かれましたが、今後も可能な限り多くの者に入札参加の声掛けを行うことにより、競争性の向上に努めてまいります。</p> <p>本件の予定価格については、複数の者から見積書を徴取し、予定価格を積算しております。高落札率となった要因については、昨今の部材費の高騰や人件費の高騰により定価からの大幅な値引きがなかったものと考えられます。予定価格の算出にあたっては、市場価格を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの見積書の徴取に努めてまいります。</p> <p>《担当部局からの回答》 全品目について、製造メーカーの販売価格が記載されております。</p> <p>見積書を提出した2者は、いずれも販売代理店となります。当該機器を販売することができるのは、販売代理店のみとなります。</p>

意見・質問	回答
<p>ことでしょうか。そうだとすると、これを改善することは困難であるという認識でしょうか。</p> <p>予定価格調査において、2者は値引き額のみが異なり、据え付け調整費も全く同一となっておりますが、このことは、この機器は、製造メーカーが据え付け調整もすべて行うものでしょうか。製造メーカーから直接購入することはできない製品なのでしょう。あるいは、購入が可能であったとしても間に販売会社を介在させた方がいろいろな点で合理的ということでしょうか。</p> <p>仕様書の「保障期間は、使用者の故意または重過失によって生じた修繕を除き・・・納入後1年無償とする。」とされていますが、保証期間の誤記でしょうか。また、主語が「保障期間」で、述語が「1年間無償とする。」となっているように読めますので、修正が必要かと思われます。また、使用者というのは、機器を使っている人という意味でしょうか。発注者側の方が分かりやすいように思いました。</p>	<p>備付調整作業は、製造メーカー系列メンテナンス会社が請け負っていることから、見積書を提出した2者ともに同額になったと思われます。</p> <p>製造メーカーは直接販売をしていないため、当該機器の購入については販売代理店を経由することとなります。</p> <p>ご指摘のとおり、正しくは「保証期間」となります。その他、ご指摘頂いた内容についても修正を検討させていただきます。</p>